

札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務 企画競争提案説明書

年札幌市告示第 2959 号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 7 月 10 日（木）

2 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係（電話 011-211-2976）

メールアドレス koreifukushi@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務

(2) 業務内容等

別添 1「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり。

(3) 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

(4) 予算額（事業規模）

215,290,000 円（業務委託期間合計、消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格ではないことに留意すること。

※本業務に要する全ての費用を利用者 1 人あたりに係る月額単価として算出し、消費税相当額を加えた額を契約単価とする。

※高齢者あんしんコール事業分は、令和 7 年 10 月 1 日からの契約（以下「次期契約」という。）における契約見込単価 2,420 円から利用者負担額（生活保護受給者 0 円、市町村民税非課税世帯 300 円、その他 900 円）の平均 334 円を除いた額 2,086 円に、業務委託期間の各年度の推計利用者延べ件数を乗じた額（十万円未満切り上げ）。

年度	令和 7 年度 (10 月 1 日～)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 (～ 9 月 30 日)
利用者延べ 件数見込	16,964 件	34,335 件	34,748 件	17,583 件

※身体障がい者あんしんコール事業分は、次期契約における契約見込単価 2,420 円から利用者負担額（生活保護受給者 0 円、市町村民税非課税世帯 300 円、その他 900 円）の平均 194 円を除いた額 2,226 円に、業務委託期間の各年度の推計利用者延べ件数を乗じた額（一万円未満切り上げ）。

年度	令和7年度 (10月1日～)	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (9月30日～)
利用者延べ 件数見込	321 件	640 件	643 件	320 件

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う

4 企画競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類)一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (7) これまでに同種又は類似事業（高齢者又は障がい者の通報対応業務等）の実績が十分にあり、本事業の企画力及び実践力があること

5 企画提案を求める項目

別添1「業務仕様書」の本事業の目的に沿い、提案事業者として目的達成に向けた具体的な方策・効果（数値目標等）について盛り込むこと。

また、別紙「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画提案評価項目」の内容を含め、企画の特徴や利点等を記載すること。

6 提案説明書等に関する質問

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務質問書（様式1）」により、次のとおり電子メールにて質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月17日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出場所

質問事項を簡潔にまとめた書面を電子メールにより、次のメールアドレスあてに送信すること。また、メールの件名を「(団体名) 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務質問書」とすること。なお、FAXによる提出は認めない。

メールアドレス：koreifukushi@city.sapporo.jp

- (3) 質問に対する回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については、随時次の URL のホームページに掲載する。

7 参加手続き等

(1) 参加意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和7年7月24日（木）正午まで（送付にあっては必着）

イ 提出書類

参加意向申出書 様式2のとおり

ウ 提出場所

上記2と同じ。

持参又は送付により提出することとし、持参の場合は平日の9時から17時まで（最終日は正午まで）の受付とする。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭またはFAX等にて通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は送付によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和7年8月4日（月）正午まで（送付にあっては必着）

イ 提出書類

(ア) 企画提案申込書（様式3） 1部

(イ) 企画提案書（任意様式） 11部（正本1部、副本10部）

a A4版、30ページ以内（表紙及び目次を除く）とすること（別途製品パンフレット等の添付を認める）

b 表紙と目次を除き、ページの通し番号を付すこと

c 表題を「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画提案書」とすること

ウ 提出方法

持参又は送付とし、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

(ア) 提案書類には、提案者の法人名等（提案書にあっては提案責任者名（提案者の指揮命令下にある者に限る。））を忘れずに記名すること。

(イ) 提案は簡潔明瞭に作成すること。

(ウ) 文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。

(エ) 提案書類の提出は1者につき1案のみとする。

(オ) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加（下記（キ）の場合を除く。）は認めない。

(カ) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(キ) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

オ 無効の取扱い

提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- (ア) 記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明な場合
- (イ) 本提案説明書に従って作成されていない場合
- (ウ) 同一の事業者が、2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (エ) 参加意向確認書を提出していない事業者が提出した場合
- (オ) 企画提案（プロポーザル）方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは、不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合
- (カ) 本提案説明書に示した参加資格のない事業者が提出した場合
- (キ) 提案に関する条件に違反した事業者が提出した場合
- (ク) その他札幌市契約規則第 11 条第 2 号（押印部分を除く。）及び第 4 号から第 7 号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。）のいずれかに該当した場合
- (ケ) 積算額（参考見積額）が上記 2(5)の予算額（事業規模）を超える場合
- (コ) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (サ) 上記 7(2)アの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に事業者が上記 4 の参加資格を満たさなくなった場合

8 提案書類の審査（契約候補者の選定）

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員 6 名からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その総合点が最低評価基準点以上を満たすもののうち最も高い総合点の者を契約候補者とする。

(2) 審査（評価）方法（評価基準）

ア 審査（書類審査）

有効な提案書類（上記 7(2)オ「無効の取扱い」に該当しないもの）に基づき行う。

イ 審査（ヒアリング審査）

上記の審査（評価）を踏まえ、審査対象者に対してヒアリングを行う。

ウ 具体的な評価項目及びその評価（採点）基準については、別紙の「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画提案評価項目」による。

エ 実施期間 令和 7 年 8 月上旬～令和 7 年 8 月中旬

オ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 上記(1)で定める総合点が同じ者が 2 名以上いるため契約候補者の選定ができない場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

a 別紙の「札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業運営業務企画提案評価項目」にて指定されている「選定に係る特定評価項目」の合計値が最も高い者を優先に選定する。

b 上記 a においてもなお合計値が同じ者が 2 名以上いる場合は、抽選により

契約候補者を選定する。

- (イ) 選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、次点の評価を受けた事業者を契約候補者とする。
- (ウ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、総合点が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面（提案者名、上記(2)に基づく採点（総合点及び分類毎の採点）その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」）により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（様式自由）により求めること（提出方法は7(1)オと同じ。）ができる。

9 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業（随意契約の相手方のものに限る。）以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細（業務仕様書の策定等）について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格（契約金額の上限額）の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(4) 役務契約約款

別添2 参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合有り）

11 企画提案実施に係るスケジュール（予定）

(1) 公募開始日 令和7年7月10日（木）から

(2) 質問受付期限 令和7年7月17日（木）正午まで（必着）

(3) 参加意向申出書の提出期限 令和7年7月24日（木）正午まで（必着）

(4) 企画提案書の提出期限 令和7年8月4日（月）正午まで（必着）

(5) 企画提案書の審査（書類、質疑）の実施 令和7年8月上旬～令和7年8月中旬

(6) 選定事業者の通知 令和7年8月中旬～令和7年8月下旬

(7) 契約締結予定日 令和7年9月上旬

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。